

「耳鼻咽喉科専門医の更新基準」（第八版）の主な変更点（新旧対照表）

1. 「新専門医制度における」の削除。
2. 別添資料1 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応への追記。

改正案	現行
別添資料1 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合 I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応 活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、活動休止期間中はホームページの自己紹介やSNSなど手段・方法を問わず、資格として「耳鼻咽喉科専門医」を称することはできません。また、更新のための単位取得はできません。ただし、講習会の参加は可能です。2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを提出して、上記委員会の承認を受けます。休止期間は連続して5年間を上限とします。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。	別添資料1 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合 I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応 活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長願いを理由書と共に提出して、上記委員会の承認を受けます。休止期間は連続して5年間を上限とします。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。